

知事の旅費条例の改正提案について

2016年5月31日

日本共産党東京都議会議員団

<改正の目的>

▽舛添知事による高額な海外出張費に対して都民の大きな批判がひろがっているもとで、知事の出張費のなかで宿泊料の削減を図るための条例改正（以下「改正条例」）を第2回定例会に提出します。

<改正の概要>

▽宿泊料をはじめとした知事の出張費は、東京都知事等の給与等に関する条例（以下「知事の旅費条例」）の第3条で規定されており、宿泊費等の額については、第3条3項で「別表（二）から別表（五）までに定めるところによる」とされています。

▽知事の外国旅行の1日あたりの宿泊費は、別表（五）で、指定都市40,200円、甲地方33,500円、乙地方26,900円、丙地方24,200円とされています。

▽ところが舛添知事は、この条例の規定をまったく守らず、条例上限額を大幅にこえた支出が常態化しています。「別表（二）から別表（五）までに定めるところによる」ことを大原則にしつつ、どうしても超過する場合のきびしいルールを、以下のとおり条例で明確に定めます。

▽そのため、以下の規定を新たに加えます。

①宿泊費等の旅費について、特別の事情等により、別表（二）から（五）によることが困難である場合は、あらかじめ人事委員会と協議することを義務づけます。（改正条例第3条4項）

②人事委員会と協議したうえで別表（二）から（五）に定める額を超えて支出する場合、都民の理解を得られるようにする配慮義務を明文化します。（改正条例第3条4項）

③人事委員会と協議する場合、知事は、所要額および特別の事情等を具体的に記載した文書を人事委員会に提出し、増額の適否に関する回答を得る必要があることを明文化します。(改正条例第3条5項)

④上記の協議を人事委員会と行ったときは、人事委員会に提出した所要額および特別の事情等を具体的に記載した文書、人事委員会との協議の内容、増額の適否の理由を記載した文書を速やかに公表することを義務づける(「速やかに公表しなければならない」)規定を明文化します。(改正条例第3条6項)

▽特段の周知期間・準備期間は必要ないため、今改正条例は公布の日から施行します。

<改正による効果>

▽石原前知事の豪華海外出張に対して都民からきびしい批判を受けて以来、別表(二)から(五)に定める額を超えて支出する場合、人事委員会との「協議」という形式をとるようになりましたが、すべて知事の要求どおり認められており、実効性あるものとなっていません。「協議」の内容も不透明です。

▽改正条例は、上記の①から④(改正条例第3条4項から6項)を条例に明文化することにより、海外出張の宿泊費について別表(五)の規定をはるかにこえた支出が常態化している現状の改善を図るものです。

▽なかでも上記④(改正条例第3条6項)に定める文書(人事委員会に提出した所要額および特別の事情等を具体的に記載した文書、人事委員会との協議の内容、増額の適否の理由を記載した文書)の速やかな公開により、都民によるチェックの強化が可能となります。

▽また、改正条例の提案理由に、「知事の旅行に係る経費の削減を図るため」の改正であることを明記しています。改正条例が成立した場合、「知事の旅行に係る経費の削減を図るため」の運用が求められます。

以上